長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日 条例第 1 3 号 平成 2 1 年 2 月 1 2 日 条例第 1 号 最終改正 平成 2 8 年 2 月 1 7 日 条例第 2 号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定め、同法第203条の2の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
 - (1) 広域連合長
 - (2) 副広域連合長
 - (3) 運営委員会委員
 - (4) 監査委員
 - (5) 選挙管理委員会委員
 - (6) 情報公開·個人情報保護審査会委員
 - (7) 行政不服審査会委員
 - (8) 懇話会委員

(報酬の額)

第2条 議会の議員に対する議員報酬及び前条第4号から第8号 までに掲げる特別職の職員の報酬は、別表第1に掲げる額とす る。 2 前項の議員報酬及び報酬は、議会及び委員会への出席その他 その職務に従事した日分を支給する。

(費用弁償)

第3条 議会の議員及び特別職の職員が議会等の招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として別表第2に 掲げる額を支給する。ただし、長崎県内であって宿泊を要しな い旅行の場合は、別表第3に掲げる額を支給する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年2月8日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日条例第2号抄)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分			議員報酬 又は報酬の額	
議員報酬	議会の議員	議長	日額	8,850 円
		副議長	日額	8,000 円
		議員	日額	8,000 円
報酬	監査委員		日額	8,000 円
	選挙管理委員会委員		日額	8,000 円
情報公開		四人情報保護審査会委員	日額	8,000 円
	行政不服審査会委員		日額	8,000 円
	懇話会委員		日額	8,000 円

別表第2 (第3条関係)

区分	鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	日当	宿泊料		
議会の議員	実 費	3,300円	16,500円		
広域連合長	実 費	3,300円	16,500円		
副広域連合長	実 費	3,300円	16,500円		
運営委員会委員	実費	3,300円	16,500円		
議会からの 監査委員 選任の委員	実 費	3,300円	16,500円		
識 見 を 有 す る 者 か ら の 選 任	実 費	2,600円	13,500円		
選挙管理委員会委員	実 費	2,600円	13,500円		
情報公開·個人情報保 護審査会委員	実 費	2,600円	13,500円		
行政不服審査会委員	実 費	2,600円	13,500円		
懇話会委員	実 費	2,600円	13,500円		

別表第3 (第3条関係)

距離(市町の市役所又は役場の所在地から出張先までの片道距離による。)	鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	日当
(25キロメートル未満)	不支給	1,650円
(25キロメートル以上)	実費	1,650円